

日本 E R I 株式会社 耐震判定委員会規程

(設置)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）第8条に基づく耐震改修計画の認定申請等のための耐震性の判定を行うために、日本 ERI 株式会社（以下「ERI」という。）に耐震判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

(所轄事項)

第2条 判定委員会の所轄事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条に基づく耐震改修計画の耐震性の判定を行い、所管行政庁の認定等のための審査を行うこととする。

(組織)

- 第3条 判定委員会は、本社耐震判定委員会（以下「本社判定委員会」という。）及び地区耐震判定委員会（以下「地区判定委員会」という。）からなる。業務区域を別表1に示す。
- 2 地区判定委員会として、中国・四国地区耐震判定委員会（以下「中国・四国地区判定委員会」という。）、九州地区耐震判定委員会（以下「九州地区判定委員会」という。）及び関西地区耐震判定委員会（以下「関西地区判定委員会」という。）を置く。
 - 3 本社及び地区判定委員会は、耐震改修計画の耐震性の審査・判定を行い、委員及び非常勤委員で構成する。
 - 4 本社判定委員会の委員及び非常勤委員は、建築基準法に基づく指定資格検定制度に関する省令第64条に基づき国土交通大臣に届出た評価員、ERI と別途契約を締結している学識経験者、専門技術者及び ERI 役職員から選任する。
 - 5 地区判定委員会の委員及び非常勤委員は、ERI と別途契約を締結している学識経験者、専門技術者及び ERI 役職員から選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

(委員長の選任及び権限)

- 第5条 各判定委員会にはそれぞれ委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、各判定委員会を代表する。
 - 3 各判定委員会にはそれぞれ副委員長を置き、委員長の指名によって定める。
 - 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 各判定委員会の会議は、委員長が招集する。

(定足数等)

- 第7条 各判定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(業務)

第8条 本社判定委員会事務局を、ERI 評定部に置く。

2 中国・四国地区、九州地区及び関西地区判定委員会事務局を、それぞれ ERI の広島支店、福岡支店、大阪支店に置く。

3 各判定委員会事務局の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 申請者との事前打合せ
- (2) 委員会用資料の作成
- (3) 委員会承認に基づき、承認文書の作成、申請者との調整
- (4) 委員会運営の庶務業務
- (5) その他、耐震判定に関して必要な業務

4 本社判定委員会事務局員は、ERI 評定部員から選任する。

5 中国・四国地区、九州地区及び関西地区判定委員会事務局員は、それぞれ ERI の広島支店、福岡支店、大阪支店の役職員から選任する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、別途、判定委員会報酬規程により定める。

(変更)

第10条 この規程の変更修正は、ERI 取締役会の承認を得て行う。

制定：平成17年6月1日
改訂：平成19年8月1日
改訂：平成20年12月1日
改訂：平成21年9月1日
改訂：平成24年7月12日

別表1 業務区域

委員会名	主たる業務区域
本社耐震判定委員会	日本全国 (中国・四国・九州・近畿を除く)
中国・四国地区耐震判定委員会	中国・四国
九州地区耐震判定委員会	九州
関西地区耐震判定委員会	近畿